

転出証明請求書（郵送用）

① 請求者

氏名（署名）	
住所	
電話番号	※日中連絡がとれる番号を記入

② 異動する内容

転出（予定）日		年 月 日				
新住所（転出先）					新世帯主	
旧住所（現住所）		鳴門市			旧世帯主	
転出する人	No.	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別	続柄	マイナンバーカードの有無
	1					有 ・ 無
	2					有 ・ 無
	3					有 ・ 無
	4					有 ・ 無
	5					有 ・ 無

※6名以上の場合は別紙に「転出する人」の項目のみ記入してください。

※マイナンバーカードをお持ちの方は、転入日から14日以内に転入届を行わない場合、または転出予定日から30日を過ぎた場合、マイナンバーカードが失効し、カードを利用した転入手続きができなくなる恐れがあります。

■ 世帯主が転出し、鳴門市に2名以上の世帯員が残る場合は、鳴門市での新世帯主（15歳以上の方）を指定してください。

新世帯主氏名		※一人世帯や世帯主以外の人が異動する場合は記入不要
--------	--	---------------------------

③ 特例転出の希望

▶ 転入地の市区町村窓口での手続きの際、転出証明書が不要となります。転入時には有効なマイナンバーカードを持参してください。
転出する人の中に有効なマイナンバーカードをお持ちの方がいる場合のみ✓（チェック）してください。

☐ 特例転出のみ希望する（転出証明書は発行されません。） ➡ 返信用封筒が不要です。
※処理完了後の連絡はしませんので、確認やお急ぎの場合は下記までご連絡ください。

☐ 特例転出と転出証明書の発行を希望する ➡ 返信用封筒が必要です。

【同封するもの】 ○ 請求者の本人確認書類（マイナンバーカードの表面・運転免許証・健康保険の資格
確認書等）の写し ※特例転出を希望する方は、マイナンバーカード表面の写しを同封してください。
○ 返信用封筒（現住所または転出先住所・氏名を記入し、返信用切手を貼付したもの）
※③特例転出の希望で「特例転出のみ希望する」を✓した方は不要

【送付先】 〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170番地 鳴門市役所 市民課
☎088-684-1202

不備がありますと交付が遅れる場合があります。不明点がある場合、電話で確認いたしますので電話番号を必ずご記入ください。